

議案第30号

松阪市個人情報保護条例の一部改正について

松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の3」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改め、同号ただし書中「等をいう。」の次に「以下同じ。」を、「法人をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く」を「松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう」に改め、同号ア及びイを削る。

第7条第2項第7号中「松阪市個人情報保護審査会（第30条第1項を除き、以下「審査会」という）」を「審査会（第32条第1項に規定する松阪市個人情報保護審査会をいう。第30条第1項において同じ）」に、「うえで」を「上で」に改める。

第13条の見出し中「開示請求」を「開示請求権」に改め、同条第1項中「当該実施機関が保有する自己に関する個人情報」を「当該実施機関の保有する自己を本人とする個人情報」に改める。

第14条第1項第1号中「開示請求をしようとする者」を「開示請求をする者」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 開示請求に係る個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

第14条第1項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る個人情報の本人であ

ること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第 15 条中「開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する個人情報（以下「不開示情報」という。）であるときを除き」を「開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 開示請求者（第 13 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 19 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する

る情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

第 16 条中「前条各号の」を削り、「記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該部分を除いて」を「含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識

別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(裁量的開示)

第 16 条の 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報(第 15 条第 7 号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第 18 条を次のように改める。

(開示請求に対する措置)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、一部を開示しないときはその理由並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項又は前項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(当該個人情報を保有していないときの決定を除く。)をした場合において、当該個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

第 18 条の次に次の 3 条を加える。

(開示決定等の期限)

第 18 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書を受理した日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書を受理した日から起算して 60 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 18 条の 3 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求書を受理

した日から起算して 60 日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第 18 条の 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 18 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第 19 条の見出し中「付与」を「付与等」に改め、同条第 1 項中「実施機関以外の市の機関」を「市」に、「開示請求者以外のもの」を「開示請求者以外の者」に改め、「以下」の次に「この条、第 30 条第 3 項及び第 31 条において」を加え、「前条第 1 項の決定」を「開示決定等」に、「定める」を「別に定める」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「当該個人情報」を「当該第三者に関する情報」に、「個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、」を「開示決定をするときは、」に改め、同項後段中「意見書」の次に「（第 30 条において「反対意見書」という。）」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第 15 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第 16 条の 2 の規定により開示しようとするとき。

第 20 条の見出し中「開示の方法」を「開示の実施」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第 18 条第 1 項に規定する書面により開示する日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示を受けない場合において、実施機関が当初指定した日から 14 日以上の間をおいた上で、開示する日時及び場所を改めて指定し、当該開示を受けるよう催告してもなお、正当な理由なくこれに応じないときは、当該開示請求者に係る個人情報の開示は実施されたものとみなす。この場合において、当該開示請求が写しの交付の方法によるものであるときは、閲覧の方法により実施されたものとみなす。

第 21 条第 2 項中「第 18 条から前条までの規定」を「第 18 条から第 18 条の 3 まで及び前条の規定」に改める。

第 22 条中「第 20 条の規定」を「個人情報の開示請求」に改め、「者は、」の次に「実施機関が別に定めるところにより、」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 20 条第 1 項の規定による個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

第 23 条の見出し中「訂正請求」を「訂正請求権」に改め、同条第 1 項中「実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該」を「自己を本人とする個人情報（次に掲げるものに限る。第 26 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報を保有する」に、「その訂正」を「当該個人情報の訂正」に、「及び抹消」を「又は削除」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

第 23 条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報
- (2) 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報

第 23 条に次の 1 項を加える。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

第 24 条第 1 項第 1 号中「訂正請求をしようとする者」を「訂正請求をする者」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

第 24 条第 1 項第 4 号を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（個人情報の訂正義務）

第 24 条の 2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

第 25 条の見出し中「決定等」を「措置」に改め、同条第 1 項中「訂正請求があったときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定を」を「訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知」に改め、同条第 2 項中「前項の決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに当該決定の内容」を「訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨」に改め、同条第 3 項中「うえで」を「上で」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 2 項」に改め、「全部又は一部の」を削り、同条第 5 項を削り、同条の次に次の 3 条を加える。

（訂正決定等の期限）

第 25 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求書を受理した日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 24 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求書を受理した日から起算して 60 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 25 条の 3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条

の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第 25 条の 4 実施機関は、訂正請求に係る個人情報第 18 条の 4 第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 25 条第 1 項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第 26 条の見出し中「利用停止等の請求」を「利用停止請求権」に改め、同条第 1 項中「実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報」を「自己を本人とする個人情報」に、「該当するときは、」を「該当すると思料するときは、」に改め、「当該」の次に「個人情報を保有する」を加え、同条第 2 項中「実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報」を「自己を本人とする個人情報」に、「該当するときは、」を「該当すると思料するときは、」に改め、「当該」の次に「個人情報を保有する」を加え、同条第 3 項中「「利用停止等」」を「「利用停止」」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

第 27 条の見出し中「利用停止等請求の手続」を「利用停止請求の手続」に改め、同条第 1 項中「利用停止等請求は、」を「利用停止請求は、」に、「利用停止等請求書」を「利用停止請求書」に改め、同項第 1 号中「利用停止等請求をしようとする者」を「利用停止請求をする者」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

第 27 条第 1 項第 3 号中「利用停止等を求める内容」を「利用停止請求の趣旨」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 2 項中「利用停止等請求」を「利用停止請求」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 27 条の次に次の 1 条を加える。

（個人情報利用停止義務）

第 27 条の 2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第 28 条の見出し中「利用停止等請求に対する決定等」を「利用停止請求に対する措置」に改め、同条第 1 項中「利用停止等請求があったときは、当該利用停止等請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、利用停止等をする旨又は利用停止等しない旨の決定を」を「利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知」に改め、同条第 2 項中「前項の決定をしたときは、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、速やかに当該決定の内容」を「利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨」に改め、同条第 3 項中「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「利用停止等を」を「利用停止を」に、「うえで」を「上で」に、「利用停止等の」を「利用停止の」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 1 項」を「第 2 項」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「全部又は一部の利用停止等を」を「利用停止を」に改め、同条第 5 項を削り、第 3 章中同条の次に次の 2 条を加える。

（利用停止決定等の期限）

第 28 条の 2 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求書を受理した日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 27 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求書を受理した日から起算して 60 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第 28 条の 3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に

対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第32条を削る。

第31条の見出し中「調査審議の手続」を「調査権限」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「何人も」を「何人も、」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「情報」の次に「に含まれている情報」を加え、「分類し、」を「分類」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「陳述させ、」を「陳述させ」に改め、同条第5項から第7項までを削り、同条を第32条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(調査審議の原則)

第32条の2 審査会は、第30条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

第30条第1項中「審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、同条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同条第5項中「2年」を「3年」に改め、同条を第32条とし、同条の前に次の1条を加える。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第31条 第19条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第29条の見出し中「不服申立て」を「審査会への諮問等」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第29条第3項中「掲げるもの」を「掲げる者」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「（開示請求者が不服申立人）」を「、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人）」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る決定について反対の意思を表示した意見書」を「審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条に次の1項を加える。

4 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを最大限尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第29条を第30条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第29条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第33条第1項中「認める」を「思料する」に改め、同条第2項中「規定は、」の次に「前項の」を加え、同条の前に次の5条を加える。

（意見の陳述）

第32条の4 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第32条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第32条の6 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第32条の3第1項の規定により提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第32条の4第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第 32 条の 7 審査会は、第 32 条の 3 第 3 項若しくは第 4 項又は第 32 条の 5 の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付等）

第 32 条の 8 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 34 条第 1 項第 1 号中「是正の申出をしようとする者」を「是正の申出をする者」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第 2 号中「ために必要な事項」を「に足りる事項」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

（4） 是正の申出の趣旨及び理由

第 34 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、是正申出書に形式上の不備があると認めるときは、是正の申出を行った者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 35 条第 1 項及び第 36 条第 1 項中「うえ」を「上で」に改める。

第 37 条第 3 項中「うえで」を「上で」に改める。

第 39 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の個人情報保護）

第 39 条の 2 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理を行う指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 41 条第 2 項中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

第 42 条中「定める」を「別に定める」に改める。

第 45 条中「、写真」を削る。

第 48 条中「第 30 条」を「第 32 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。